

事務連絡
令和5年9月15日

関係機関
管理者各位

神崎郡医師会
会長 木村 俊明
神崎郡在宅医療・介護連携支援センター
センター長 宮原 誠二

かかりつけ医機能についての多職種意見交換会の開催について

平素より大変お世話になっております。標記の件につきましてご案内させていただきます。

日本では、これまでにない社会保障制度の危機が訪れると予想されている2040年に向けた医療提供体制改革が進行中です。その中で外来医療計画の重要課題である「かかりつけ医」と「かかりつけ医機能（かかりつけ医の役割）」についての議論が活発になる中、神崎郡内でも「かかりつけ医」に対する関心が高まっているように思われます。

「かかりつけ医」と「かかりつけ医機能」については、その性質上、患者さんの年齢や社会背景、疾患の種類等によって求められるものが異なってくると考えられます。神崎郡では「かかりつけ医」にどのような資質や能力が求められているのか、またかかりつけ医の役割（機能）としてどのようなことが必要とされているのかを整理する必要があると考えました。

そこで今回、「かかりつけ医」と「かかりつけ医機能」に焦点を当てて神崎郡内の医療提供体制について、多職種による意見交換会を開催したいと考えております。多職種の皆さんからの意見を伺い、郡内での医療提供体制の課題を明らかにし、郡内で特に求められているかかりつけ医像とその役割（機能）を考える機会にしたいと考えております。

日々お忙しいところ恐れ入りますが、多くの多職種の皆様のご参加をお待ちしております。また、現在神崎郡の医療機関では世代交代が進んでいますので、若手の先生方も自己紹介を兼ねてご参加いただければ幸いです。何とぞよろしく願いいたします。

記

日 時 令和5年9月28日（木）19：00～20：30

場 所 福崎町文化センター小ホール

※ ハイブリッド型での実施を予定しています。

ZOOM ミーティング ID: 473 218 3241

パスコード: 311238

<https://zoom.us/j/4732183241?pwd=QlZSRs9JNDViekNKaWFOcTRuc2NnQT09>

- 内 容 多職種による意見交換会
- かかりつけ医にこうあってほしいという要望（かかりつけ医に求める資質や能力について）
 - かかりつけ医の役割としてどのようなことを望むか（現在の神崎郡内の医療提供体制の課題について）
 - 実際の現場で困っておられること
- 等
- 案 内 先 神崎郡内の介護保険サービス事業所
神崎郡内の診療所・病院・歯科診療所
神崎郡内の保険薬局
神崎郡 3 町地域包括支援センター・福祉部門
中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）
- そ の 他 別紙【事前検討用資料】をご一読の上、神崎郡での問題点や疑問点、実際の現場で困っておられることやこうあってほしいという要望などをご検討いただき、事前に下記連絡先までメール、FAX でお送りください。
- 連 絡 先 神崎郡在宅医療・介護連携支援センター
FAX (0790) 32-1962
Mail iryoukaigo@kanzaki-hp.jp

かかりつけ医機能についての多職種意見交換会 出席確認表

FAX (0790) 32-1962

Mail : iryoukaigo@kanzaki-hp.jp

(この用紙を FAX いただくか、お電話、メールにてご連絡ください)

※締め切り 9/27 (水)

機関名 _____

ご連絡先 _____

出席者

ご氏名	職種	参加方法	
		オンライン	会場

課題・意見・要望等

- かかりつけ医にこうあってほしいという要望
- かかりつけ医に求める資質や能力について
- かかりつけ医の役割としてどのようなことを望むか
- 現在の神崎郡内の医療提供体制の課題について
- 実際の現場で困っておられること 等

(こちらに記載してください。)

【事前検討用資料】

下記について、事前にご検討いただき、事前にメール、FAXでお送りください。（当日に参加者全員のご意見をお伺いしたいところですが、時間短縮のため事前にメール・FAX等でお知らせいただくと助かります。よろしくお願いいたします。）

- かかりつけ医にこうあってほしいという要望
- かかりつけ医に求める資質や能力について
- かかりつけ医の役割としてどのようなことを望むか
- 現在の神崎郡内の医療提供体制の課題について
- 実際の現場で困っておられること

等

下記参考資料の「かかりつけ医」の定義と「かかりつけ医機能」は、日本医師会と四病院団体協議会が提唱しているものです。また、日本医師会から国民向けに出されている「国民の信頼に応えるためのかかりつけ医として」にも『「かかりつけ医」の努め』と『地域社会におけるかかりつけ医機能』が記載されています。

この定義と機能を参考にさせていただき、率直なご意見をお伺いできればと考えております。

「医療提供体制のあり方」日本医師会・四病院団体協議会合同提言（2013年8月8日）

「かかりつけ医」とは（定義）

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

かかりつけ医機能の定義

- かかりつけ医は、日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- かかりつけ医は、自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- かかりつけ医は、日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。患者や家族に対して、医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

「国民の信頼に応えるかかりつけ医として」公益社団法人 日本医師会（2022年4月）

「かかりつけ医」の努め

わたしたち医師は、患者さんに信頼される「かかりつけ医」になるべく、これまで以上にかかりつけ医機能を発揮し、誠意をもって、患者さんを包括的かつ継続的に支えています。

- 患者さんに、いつでも、なんでも相談していただけるよう、しっかりとコミュニケーションをとって診察します。診察の結果をわかりやすい言葉で伝え、患者さんのライフスタイルを理解したうえで患者さんと治療目標を共有します。必要なときには、適切なタイミングで適切な専門の医師や医療機関につながります。そのために日頃から、地域の医師たちとの対話を深め、患者さんをチームとして支えます。
- いつでも安心していただけるよう、かかりつけ医を中心に地域の医師がチーム一丸となって患者さんを支えます。外来へのアクセスが困難な患者さんのために、在宅医療やオンライン診療など、患者さんのそばに寄り添える方法を選択します。
- 日々、新しい医療技術の研鑽を積み、患者さんおよびご家族とともに最善の治療を選択します。
- 患者さんの意思を尊重し、ご家族とともに、患者さんの尊厳ある生き方を支えます。
- 予防接種や健康診断を担い、生活のこと、仕事のことも含め幅広く患者さんおよびご家族からの健康相談を受け、必要なときに適切な医療につなげます。
- 患者さんの主治医意見書の作成をはじめ、患者さんの希望を受け止めて、地域の介護サービスや福祉サービスにつなぐなど、地域包括ケアシステムの中で求められる役割を果たします。
- 患者さんがもっとも安心・安全かつ効率的に最善の医療に到達できるよう医療のデジタル化を進めます。患者さん個人を守ることを絶対の条件として、また、地域の方々がより効果的に予防・健康づくりを進められるよう、医療情報を活用します。

地域社会におけるかかりつけ医機能

わたしたち医師はお互いに協力し、さまざまな職種の方とも協力して、医師それぞれの特性を活かして地域住民の健康を支えます。主に医師会活動として行っています。

- 健康相談、予防接種、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健などの社会的な活動や、警察医などの行政活動に協力します。
- 災害が起きた地域の医療支援活動に参加し、被災者の方の健康管理や診療などを担います。
- 24時間365日、安心して相談、受診していただけるよう地域の医師同士で連携する体制をとるとともに、在宅当番医や休日夜間急患センターの業務を分担します。